

平成30年9月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成30年9月7日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成30年9月7日 午前9時宣告

開 議 平成30年9月7日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 なし

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副 町 長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教 育 長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総 務 課 長	麻田 正志	会計管理者	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税 務 課 長	森田 修弘	病院事務局長	渡辺 公平
町 民 課 長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭
代表監査委員	上田 益英		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 13番 西村 清勇 14番 藤原 健祐

平成30年9月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成30年 9月 7日 午前9時開議

- | | | |
|-------|-------|------------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 行政報告 |
| 日程第5 | 報告第3号 | 平成29年度財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第6 | 報告第4号 | 平成29年度資金不足比率の報告について |
| 日程第7 | 報告第5号 | 平成29年度佐川町一般会計継続費精算報告書について |
| 日程第8 | 報告第6号 | 債権の放棄について |
| 日程第9 | 認定第1号 | 平成29年度佐川町一般会計の決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第2号 | 平成29年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第3号 | 平成29年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第4号 | 平成29年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第5号 | 平成29年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第6号 | 平成29年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第7号 | 平成29年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について |

日程第 16	認定第 8 号	平成 29 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について
日程第 17	認定第 9 号	平成 29 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
日程第 18	議案第 60 号	平成 30 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 19	議案第 61 号	平成 30 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 20	議案第 62 号	平成 30 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 21	議案第 63 号	平成 30 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 22	議案第 64 号	平成 30 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 23	議案第 65 号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 24	議案第 66 号	さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 25	議案第 67 号	保育の実施に関する条例の廃止について
日程第 26	議案第 68 号	平成 29 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまから、平成30年9月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、13番、西村清勇君、14番、藤原健祐君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（西村清勇君）

皆さん、おはようございます。9月定例会の会期及び運営につきまして、9月3日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日9月7日を開会日とし、報告、認定、議案の上程、説明までとし、終了後、議員全員協議会を開きます。8日土曜日、9日日曜日は休会とします。10日月曜日、11日火曜日は一般質問を行います。12日水曜日は休会とし決算勉強会をします。13日木曜日も休会とし、決算勉強会及び議員全員協議会を開きます。14日金曜日は議案質疑、討論、採決等を行い閉会といたします。

本定例会の会期は、9月7日から14日までの8日間に決定しましたので報告します。

なお、運営につきましては、議長に一任いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長（永田耕朗君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月14日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から14日までの8日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

6月定例会後の重立ったものについて報告をします。

6月21日、平成30年第2回日高村佐川町学校組合議会が開催され、出席いたしました。提出されました議案は、報告1件と人事案の2件で、いずれも原案のとおり可決されました。学校組合教育長に佐川町の岩本敏彦氏、また学校組合監査委員に日高村の西川龍子氏が選任されました。

6月29日、平成30年度佐川町よさこいクラブ連合会総会への御案内を受け出席し、祝辞を申し上げてまいりました。

7月19日、平成30年度高知縣市町村議会議員研修が、県民文化ホールグリーンホールで開催され、皆さんとともに出席しました。講師は山梨学院大学法学部教授の江藤敏昭氏で「住民福祉の向上を実現する議会・議員のあり方」と題した大変有意義な講演を聞いてまいりました。

7月23日、平成30年度国道33号整備促進期成同盟会の要望活動の一環として、関係市町村の首長、議長とともに、高松市の地方整備局を訪問いたしました。関係市町村長から各地区要望箇所説明の後、重要事項についての要望書の提出をしてまいりました。

7月25日、国道494号整備促進期成同盟会並びに平成30年度佐川吾桑バイパス整備促進協議会総会が、かわせみ元気ホールにおいて開催され、出席いたしました。事業概要の説明を受けた後、議案審議を行いました。提出されました議案は、平成29年度事業報告、収支決算、平成30年度事業計画、予算案であり、全て原案のとおり可決いたしました。

また、佐川吾桑バイパスの早期完成に向けて、要望書の提出について決議を行いました。継続して要望活動を行ってまいります。

7月30日、佐川町民テニスコート整備工事起工式が、テニスコート整備予定地で行われ、皆さんとともに出席してまいりました。

8月20日、町村議会議長研修会及び県政に対する意見交換会が高知県自治会館で開催され、出席してまいりました。研修会では、産業振興計画の特色ある取り組みについて、人口減少対策と地域人材の確保対策について、施設福祉行政及びあったかふれあいセンターの現状、課題、今後の見通しについて、の3つのテーマで県の担当課長から説明があり、意見交換を行ってまいりました。

また、その後、県政の諸課題について尾崎知事の講演があり、拝聴してまいりました。

9月5日、高吾北広域町村事務組合議会第3回定例会が開催され、

出席いたしました。提出されました議案は、平成 29 年度高吾北広域町村事務組合一般会計と、歳入歳出決算の認定の 1 件であり、原案のとおり認定されました。

また、高吾北広域町村事務組合議会議長に、越知町の寺村晃幸氏が選任されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様方の御出席をいただき、平成 30 年 9 月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。また日ごろは町政運営につきまして、御指導、御協力をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

行政報告の前に、先日、台風 21 号並びに昨日の北海道における地震によりまして、大きな被害が発生をしております。被害に遭われた皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧を心からお祈り申し上げます。

また、残念ながら尊い命を奪われた方、たくさんいらっしゃいます。お亡くなりになられた方々に、心から御冥福をお祈りさせていただきたいと思っております。

ことしも、これからまだまだ台風がたくさん発生しそうな、そういう話も聞いておりますし、また南海トラフ地震も発生確率が 80% ということで、この高知県佐川町も人ごとではなく、行政もしっかりと準備をした上で、住民の皆さんと一緒に防災対策、防災意識の向上に努めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方も、ぜひ、御指導、御協力お願いしたいというふうに思います。

それでは、開会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

先月、8 月 30 日に高知県から、新たな管理型最終処分場の候補地選定に係る現地調査結果について、説明がありました。

この現地調査は、地形地質に関する調査、水に関する調査、候補地に至るまでの進入道路の計画策定に関する周辺調査を行い、施設整備上の新たな課題がないかを把握するために行ったものであります。

調査の結果、佐川町加茂地区を含む 3 カ所ともに、防災面等において、それぞれ課題はあるものの対応は可能と考えられ、最終処分

場の整備に適した土地であることが確認され、一方で、周辺調査による進入道路の整備計画案については、地域における沿道の家屋、農作業への影響、補償物件等の地域住民の生活への影響や車両通行に伴う安全面、工事費用などの個別の課題が確認された、との説明を受けました。

県としては、今後、現地調査結果を踏まえ、総合的に検討していくとのことであります。

佐川町としましては、来週の9月12日、長竹公民館での現地調査結果の地元説明会を初め、横山公民館、竹ノ倉公民館、集落活動センター加茂の里の、合わせて4カ所で地元説明会を開催していただくよう、県と調整を図っています。

調査結果の丁寧な説明はもちろんのこと、管理型最終処分場に関する地域住民の皆様の疑問や質問にも丁寧に答えていただき、理解を深めるための説明会にさせていただくようお願いをしております。

現時点では、3カ所の候補地ともに可能性が残っている状況であり、今後、県が総合的に検討を進め、最終的に結論を出すことになります。

この施設は、これまで社会的には迷惑施設と言われることもありました。生活に必要な全てのものをリサイクルできない現代社会においては、人間が豊かに幸せに生活していくためには必要な施設であり、高知県内にも当然必要な施設となります。

県として、公正、公平に検討し、最終的に出した結論につきましては、私も佐川町長として真摯に受け止めたいと考えております。

本年3月定例会の行政報告でお伝えしてありました内閣府の募集事業、SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業についての選定結果が6月15日に公表されました。

29の自治体がSDGs未来都市として選定され、そのうち10の事業が自治体SDGsモデル事業に選定されましたが、佐川町は残念ながら選定されませんでした。

佐川町の応募内容は、ふるさと教育の体系化、ICT化を核として、集落活動センターの活性化を図るなど、チームさかわとしての活動を充実させ、農林業の振興や6次産業化の促進を図ることで、自然環境も守り、持続可能なまちづくりにつなげていく、というものでありました。

選定された29自治体のうち11が都道府県と政令市であり、大き

な事業が選ばれておりましたが、町村としては6自治体が選定されており、地域に根ざしたエネルギー循環型社会の構築などのすばらしい提案がなされておりました。

佐川町の今後のまちづくりにおいても、SDGsの視点はとても大切だと思っておりますので、選定された事業を参考にさせていただきながら、前向きに取り組を進めていきたいと考えております。

SDGsの選考からは漏れましたが、ふるさと教育の体系化・ICT化は本年度からの大きなテーマであり、地方創生推進交付金事業として申請をいたしました。地域ぐるみのふるさと学とシティプロモーション事業という内容で申請をし、8月3日付で内閣府から内示をいただきました。

今後は、ふるさと教育検討委員会を立ち上げ、3年ほど時間をかけて体系化、ICT化に取り組み、町民みんなで、チームさかわでふるさとのことを誇りに思える、大切に思える教育をつくり上げたいと考えております。

先月8月27日、高松市のJR四国本社にお伺いし、JR四国との四国家のお宝連携についての記者発表に出席してまいりました。本年6月定例会の行政報告でもお伝えしましたが、四国家のお宝とは、四国に存在する地域資源、文化資源を掘り起こし、地域と協働して付加価値づけされた観光素材、文化素材に磨き上げ、観光による地域活性化を目指すJR四国の取り組みであり、現在、四国内の11の自治体がJR四国と連携をしております。

その中でも、佐川町は第1弾のツアー実施自治体であり、これまで実施された9つのツアーのうち、3つが佐川町で実施され、一番強い連携が構築できていることから、記者発表の場におきまして、11自治体を代表しての挨拶をさせていただきました。

ことしの秋には、佐川町での第4弾のツアーも予定されており、JR四国の四国家のお宝ツアー商品としてのセールスと相まって、四国内はもちろんのこと四国近隣エリアに対する佐川町の知名度が高まっていくことも期待しております。

佐川町にはたくさんのお宝があります。皆様のお力をお借りして、お宝の磨き上げを行い、町民の皆様が自慢に思い、大切にすることが佐川町の観光につながるよう、今後もチームさかわで取り組みを続けていきたいと考えております。

続きまして、各課の所管事項について、これまでの行政報告と重

複する内容もございますが、報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

まず、第5次佐川町総合計画の取り組みについて報告いたします。

7月30日に開催いたしました総合計画審議会では、総合計画及び地方創生総合戦略について、平成29年度の取り組み状況を報告し、審議が行われました。

総合計画につきましては、教育の分野では新図書館の整備について、産業と仕事の分野では商工会が実施しているチャレンジショップや事業承継について、福祉の分野では障害児の日中の居場所づくりについてなど、各委員からさまざまな御意見をいただきました。

7分野45施策に基づく各事務事業の進捗状況は、全体としては、おおむね順調ではありますが、委員からは、計画推進の評価については、可能な限り数値目標を設定し、それに基づく評価が必要ではないかとの御指摘もいただきましたので、今後、客観的な指標を取り入れた評価方法を検討することにしております。

次に、さかわぐるぐるバスについて報告いたします。

6月26日、本年度の第1回地域公共交通会議が開催され、さかわぐるぐるバスについて、これまでの利用実態のほか、町民の方々や運転手からの御意見をもとに事務局が作成した路線及びダイヤの改正案が協議されました。

協議の結果、改正案は原案どおり了承され、10月から実施されることとなりました。改正の主な内容は、全路線について最終便の時刻を早めるなど日中の利用ニーズに合わせた運行ダイヤに変更するとともに、加茂地区を走る路線を一部変更することや、中心部ぐるぐる線を1便ごとに交互に左右周りとし、便数を1日10便から8便に変更することなどとなっております。

あわせて、黒岩観光が運行しております黒岩線につきましても、10月から山本地区や楠原地区へ路線が延長されることが承認され、地域の公共交通空白地区が解消されることとなります。

さかわぐるぐるバスの乗車実績につきましては、5月は、乗客数673人、運賃収入9万5,100円、1便当たりの平均乗客数1.70人。6月は、乗客数605人、運賃収入8万2,600円、1便当たりの平均乗客数1.67人。7月は、乗客数697人、運賃収入9万4,500円、1便当たりの平均乗客数1.85人となっております。春以降、各路線とも乗客数は伸びております。

利便性をさらに高めて、より多くの町民の皆様にご利用していただくための対策としまして、本定例会に回数券の導入に関する条例改正案を提出させていただいております。また、10月の路線及びダイヤの改正にあわせて、ポケット版時刻表も全戸配布することとしております。

今後も、広報さかわへの掲載や各種イベントでの周知などの広報活動を進めるとともに、集落活動センターとの連携など、さまざまな形でさかわぐるぐるバスの利用促進に努めてまいります。

次に、集落活動センターの取り組みについて報告いたします。

各地区の集落活動センターにおきましては、地域が一番活気づく夏を迎え、夏祭りや、夏休み中の子供たちを対象にしたイベントなど、毎週のようにさまざまな取り組みが行われました。

8月5日、とかの集落活動センターあおぞらでは、移住者を中心に斗賀野地区在住の若者同士の交流を図るイベントが開かれ、関係者や子供たちを含め104名が参加いたしました。

第1部では、3名の移住者から「斗賀野には昔ながらの伝統や人のつながりがあり、イベントなど、みんなと仲よくなれるきっかけがたくさんある」などといった自分自身の体験を交えた発表があり、第2部では、バーベキューにより盛大に交流会が行われました。

今回の斗賀野のイベントは、若者交流はもとより、集落活動センターが若者世代を含めた多様な世代の交流の場となるきっかけづくりとしても、非常に意義のあるものだと考えております。

こういった取り組みをヒントにしながら、各地区の集落活動センターをより多様な世代にいろいろな形で活用していただけるよう、町としましても各地区の集落支援員を通じて、産業振興や健康づくり、防災などの地域の取り組みについて、さらに支援をしていきたいと考えております。

次に、観光事業について報告いたします。

上町地区の4月から7月までの観光客数は、1万149人となっており、昨年度同時期の9,777人に比べ372人、3.8%の増加となっております。

7月21日、22日には、観光大使の小野大輔さんのライブが高知市で開催され、これにあわせて、佐川観光協会でも7月20日から23日までの4日間、小野さんの音声ガイドのPRや限定メニューの販売、観光大使任命式会場の再現など、関連イベントを開催いたし

ました。

小野さんは、これまでさまざまな機会を通じて、ふるさと佐川町の情報発信を積極的に行っていたいただいており、その効果もあり、4日間の観光協会への来場者は、2,100人を数え、上町地区は若い女性の熱気であふれていました。また、上町周辺だけでなく、町内のほかの地域に足を運んだファンの方も見受けられ、小野さんの観光大使としての影響力の大きさを改めて感じたところでもあります。

今後も、観光協会や地域と連携を図りながら、佐川町のよさを町外に効果的に情報発信し、佐川町ファンを増やしていきたいと考えております。

次に、牧野公園整備及びまちまるごと植物園の取り組みについて報告いたします。

本年度におきましても、はなもりC—LOVEを中心に、公園整備や町内各施設での植栽会、種まき会などを継続して行っております。

7月22日には、役場で植栽会を実施し、26名の参加者が役場正面玄関前の築山に牧野博士ゆかりの山野草を植栽いたしました。このほか、各地区の小中学校や集落活動センターで植栽会や鉢上げ講習会を継続して行っており、徐々にではありますが、公共施設を中心に、町のあちらこちらで植栽が広がりを見せております。

8月1日には、公園整備関連業務の地域おこし協力隊1名が着任し、業務体制を拡充しておりますので、牧野公園の整備とともに、地域での植栽をさらに進め、町民の皆様と連携しながら、まちまるごと植物園の取り組みを広めていきたいと考えております。

次に、ものづくり推進事業について報告いたします。

さかわ発明ラボでは、レーザーカッターなどを使った新しいものづくりを、より多くの町民の方に体験してもらうため、地域と連携した夏休みのプログラムを実施いたしました。

7月27日には、集落活動センター加茂の里で、出張発明クラブを開催し、8月18日には、集落活動センターくろいわで、燻製づくりのワークショップを行いました。

参加した親子連れや子供たちは、地域おこし協力隊と一緒にデジタル機器を操作したり、燻製づくりに挑戦するなど、佐川産の木材を使ったものづくりを体験していました。今後、こうした子供たちの中から、佐川のものづくりを担う人材が育ってくれることを期待

しております。

また、昨年、地域おこし協力隊と永野地区の住民の方々が中心となって開催しました五位山イルミネーションの実行委員会が6月15日に行われました。

ことしは、11月10日の土曜日から16日の金曜日までの1週間の日程で開催されることが決定し、晩秋の五位山緑地公園に、1年ぶりに幻想的な光を放つスライダーのトンネルが浮かび上がることとなりました。ぜひ多くの皆様に御来場いただき、安全に気をつけながら、地域の宝物としてこの催しを楽しんでいただければと考えております。

次に、移住促進事業について報告いたします。

移住希望者が一時的に滞在するお試し住宅につきましては、4月から現在まで6件、延べ70日の利用があり、前年並みの稼働率となっております。

8月25日、26日の2日間にわたり開催しました町内各地区をめぐる移住体験ツアーには、県外から2組4名の参加があり、尾川地区でのアメゴのつかみ取り体験を初め、5地区それぞれの自然や地元料理などを堪能していただきました。ツアーにあわせて行いました移住者交流会では、地域の住民の方を含めて約40名の参加があり、ツアー参加者の3名は、地元の方々との交流を深めていました。

また、6月から7月にかけて、東京と大阪で開催された市町村合同の移住相談会に参加し、積極的に佐川町のPR活動を行っております。参加した3回の相談会では、合計19組、27名の相談があり、このうち1名は8月のツアー参加にもつながっております。

最近では、移住相談会に訪れる比較的若い世代の相談者が、お試し住宅の利用や移住体験ツアーの参加につながる流れができつつありますので、移住相談会において若者や子育て世代へアピールできる情報を積極的に発信するとともに、ツアーに参加された方を一人でも多く実際の移住につなげられるように、丁寧な対応に努めてまいります。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、職員採用について報告いたします。

平成31年度の職員採用予定は、退職者等を考慮いたしまして、一般事務職1名程度、土木技術職1名程度、調理員2名程度としております。

ことしの採用試験につきましても、昨年と同様に面接に重点をおいた人物重視の試験を実施することとし、求める人物像として、次の3点を掲げております。

1点目として、前例踏襲主義で与えられた職務をこなすのではなく、問題意識や改善意識を常に持ち、あふれるアイデアを実現するため積極果敢にチャレンジする職員。2点目として、自立した創造性のある自治体を実現するために、高い使命感を持ち、みずから問題を発見し、みずからの責任で解決に導くことのできる職員。3点目として、職員一人一人が高めた能力を組織の活力として発揮できるよう、情報や意識を共有し、お互いを高め合いながらチームワークを深め、組織的に行動する職員。の3点であります。

9月1日、2日の2日間にわたり実施しました第1次試験には、一般事務職36名、土木技術職5名、調理員1名の合計42名の受験者があり、その内訳は町内8名、町外34名となっております。

第1次試験の合格発表につきましては、9月14日を予定しており、第2次試験を9月30日に実施することとしております。受験者が減少するなど、採用環境は厳しい状況にありますが、佐川町の将来を担う情熱のある職員を採用したいと考えております。

次に、ふるさと寄附について報告いたします。

昨年度の寄附受入件数は3,363件、金額は5,158万8千円となり、平成28年度と比べ、受入件数は約3%増、金額は約18%増となっております。

このように増加したのは、インターネット申請の窓口となるポータルサイトを追加したことに加え、昨年12月1日に着任した地域おこし協力隊の精力的な活動により、返礼品の新たな追加や組み合わせなどを行い、充実させてきたことが主な要因であると考えております。

返礼品につきましても、8月末時点で101品目となり、寄附者が選択できる町産品も増え、町のPRにもつながっております。

今後も、情勢の変化に対応しながら、引き続き貴重な自主財源として、寄附の受入増加に努めるとともに、佐川町及び町産品のPRの場として取り組みを進めてまいります。

次に、自主防災組織の設立状況について報告いたします。

桂地区で新たに組織が立ち上がり、8月末現在の組織率は95.4%、組織数は95となっております。

今後も、自主防災組織連絡協議会と連携を図りながら、設立されていない自治会への働きかけを行い、組織率 100%を目指してまいります。

次に、南海トラフ地震対策の取り組みについて報告いたします。

地震発生時に、地域の皆様に避難所の開設や運営を行っていただくための事前対策として、本年度は、佐川小学校、加茂小中学校において、避難所運営マニュアルの作成を進めております。

作成に当たっては、それぞれの校区ごとに自主防災組織の代表者や民生委員、PTA役員の方々などを、避難所準備委員会の委員に委嘱し、事務局から提示するマニュアル案について、皆様から御意見や御提案をいただく方法により進めております。

8月7日には、佐川小学校で避難所準備委員会を開催し、避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかを疑似体験できる避難所運営ゲームを行い、ゲームを通して、避難所とはどういうところか、どのような運営が求められるのか、といった点について理解を深めていただきました。

9月下旬には、加茂小中学校で同様の避難所準備委員会の開催を予定しております。

今後も、それぞれの校区ごとに避難所準備委員会を開催することとしており、開設の手順や運営のルールなどについて活発に議論していただき、御意見や御提案を反映することにより、それぞれの校区の実情に即したマニュアルの作成を進めてまいります。

次に、税務課の所管事項でございます。

まず、平成30年度の納税通知書の発送について報告いたします。

国民健康保険税の納税通知書を7月11日に発送いたしました。

件数2,152件、当初課税額2億4,779万2,400円となっており、平成29年度と比べ、件数は27件、課税額は2,251万500円の減となっております。この要因としましては、世帯数及び税率が減少したことによるものであります。

次に、平成29年度決算の徴収状況について報告いたします。

現年及び滞納繰越の合計徴収率は、町民税99.4%、固定資産税98.5%、軽自動車税98.5%、国民健康保険税97.1%と、全ての税目におきまして、昨年度決算より伸びております。

高知県の国民健康保険税を除く市町村税の合計徴収率の速報値平均は96.7%、現年徴収率の速報値平均は99.2%であります。佐川

町における合計徴収率は 99.0%、現年徴収率は 99.8%で、昨年に引き続き、県の速報値平均より高い徴収率を維持しております。

これは、平成 26 年 4 月に定めた佐川町収納対策 5 年計画に基づき、収納率向上を図り、自主納付の促進及び滞納防止に努め、佐川町のまちづくりに資する財源の確保、負担の公平を図ることを目的に、職員が一丸となって取り組んできた成果であると考えております。

今後も、負担の公平と歳入確保に向けて、より効果的な収納対策を常に模索しながら、徴収率向上に努めてまいります。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

高知家健康パスポートにおける町独自の取り組みについて報告いたします。

高知家健康パスポートは、県内のスポーツ施設や量販店などで提示するだけで特典が受けられ、運動の継続や健康的な食事等の生活習慣の改善、健診の受診や積極的な社会参加等、日々の健康づくりが特典につながるものであります。

佐川町におきましても、これまでの県下統一の特典に加え、7 月 1 日から独自の特典としまして、健康パスポートにヘルシーポイントシール 20 ポイント分を張った方に、町内の協賛店や集落活動センターで使用できる 500 円相当のさかわハッピー・スマイル券を進呈する、佐川町めざせ健康体クラブを開始いたしました。

平成 31 年 3 月 31 日までの間に 1 人につき 4 枚まで交換できるようになっており、8 月末現在で 34 名の方に合計 82 枚を進呈しております。

今後も、さかわハッピー・スマイル券の周知や健康パスポートの即日発行、めざせ健康体クラブ チャレンジ 2018 などにより、ヘルシーポイントシールが取得できる機会を拡充するとともに、町民の皆様が声をかけ合い、楽しく健康づくり活動に参加できるよう取り組みを進めてまいります。

次に、ヘルプカード及びヘルプマークについて報告いたします。

ヘルプカード及びヘルプマークは、外見からはわからない内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、何らかの援助や配慮を必要としている方が、日常生活や緊急時、災害時などで困り事があったときに、周囲の方に必要な支援や配慮をお願いするために利用するものであります。

ヘルプカードは、氏名や連絡先、障害、病名、必要な支援内容などを必要に応じて書き込み、財布や手帳などに入れて持ち歩くことにより、困ったときに周囲にカードを提示するようになっております。7月20日から健康福祉センターかわせみで配布を開始するとともに、町ホームページからもダウンロードして利用できるようになっております。

高知県作成のヘルプマークは、かばんなどにつり下げ、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるように作成したマークであり、こちらも同日から配布を開始しております。

ヘルプカード及びヘルプマークの目的と意義について、広く住民の皆様にご存知いただくため、公共施設を初め、量販店や病院などにポスターを掲示するとともに、障害者支援施設を訪問し説明するなど、広報・周知活動も進めております。

今後も、このような機会を通じて、ヘルプカード及びヘルプマークについて理解を深めていただき、有効に活用できる環境づくりに努めてまいります。

住民の皆様におかれましては、ヘルプカード及びヘルプマークを利用している方から声をかけられたとき、また困っている様子を見かけたときなど、積極的な声かけを行い、困り事の解決に向けた御協力をお願いいたします。

次に、産業建設課の所管事項でございます。

まず、斗賀野地区の農地保全維持の取り組みについて報告いたします。

佐川町では、耕作放棄地の増加を防止するため、農道の修繕や水路の泥あげ、草刈りなど、農地の保全、維持管理を地域で共同実施する活動組織に対して、取り組み面積に応じて交付金を交付しております。

斗賀野地区におきましては、活動組織メンバーの高齢化などにより、平成28年度をもって事業を取りやめておりましたが、斗賀野地区営農協議会を初め、集落支援員などが中心となり、活動再開に向けての話し合いを進めてまいりました。

その結果、本年6月に斗賀野地区農村環境を守る会が発足し、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を活用して、東組、西組、鳥の巣などを中心とした農地約88ヘクタールについて、保全、

維持管理活動に取り組むこととなりました。

この活動により、耕作放棄地の発生を防止するとともに、田畑の多面的機能を確保し、農業者が継続して耕作することができる環境が維持されることを期待しております。

今後、農業者の高齢化や担い手不足により、個人での農地の保全、維持管理が難しくなることから、ほかの地域におきましても、地元説明会を開催するなど、事業実施に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、斗賀野あおぞら公園トイレ改修について報告いたします。

工事の内容につきましては、合併浄化槽設置、トイレ内衛生機器の一部交換等を施工することとしており、8月10日に入札を実施し、824万4千円で町内業者との請負契約を締結いたしました。

現在、11月開催予定のたらふく秋祭りから利用できるよう、10月末の竣工を目指し工事を進めておりますので、あおぞら公園を利用される皆様には、工事期間中御不便をおかけいたしますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、自伐型林業推進事業について報告いたします。

持続可能な森林経営を目指す自伐型林業推進の取り組みとして、町が主体となり山林の集約を進めておりますが、この集約した山林の一部について、本年度から自伐型林家に管理を委託しております。

現在、約27ヘクタールの山林を施業委託しており、まずは作業道を整備する取り組みを行っております。

作業道整備につきましては、昨年度、越知町、仁淀川町と連携し、高吾北地域で国から指定を受けました林業成長産業化地域創出モデル事業を活用することとしており、12月末までに合計4路線、4.5キロメートルを開設する予定としております。

今後も引き続き、集約した山林について施業委託を進め、持続可能な森林経営を推進してまいります。

次に、山地災害の復旧状況について報告いたします。

4月末に林道小奥・川ノ内線で岩盤崩落が発生いたしましたが、林道施設として設置されている洞門により、路面への被害は免れ、通行は確保されております。

現在、斜面から小さな落石も発生しており、林道への落石被害を防止するため、防護柵設置工事を実施し、近々、完成する予定となっております。

崩壊している岩盤斜面の対策につきましては、県営治山事業での対策工事を予定しており、高知県に対しまして、早期に着手していただけるよう要望を行っております。町としましては、引き続き事業着手までの間、林道の通行に支障が生じないように、対策を講じるとともに、適切な管理を行ってまいります。

次に、6月29日から7月8日にかけて発生いたしました梅雨前線豪雨及び台風7号災害関連について報告いたします。

梅雨前線豪雨につきましては、広島県、岡山県などの西日本を中心に広い範囲で河川の氾濫や浸水害、土砂災害をもたらし、全国で死者数200名を超える大災害となりました。

佐川町では、気象庁佐川観測所の雨量計で最大時間雨量54.5ミリ、国土交通省古畑観測所の雨量計で最大24時間雨量217ミリを記録し、黒岩地区で柳瀬川が一部氾濫し、農地が広く冠水する被害を受けるとともに、町内全域で町道への土砂崩落や倒木、河川護岸の決壊も数カ所発生いたしました。幸いにして人命が失われるなどの大きな被害はありませんでした。

今回の豪雨による災害復旧事業の申請件数は、農地、農業用施設災害が合計5件、被害総額は1,200万円。町道、河川の公共土木施設災害が合計7件、被害総額は1,850万円となっております。

国の災害査定は今月末から10月初めに予定されておりますので、一日も早い復旧を目指して事業を進めてまいります。

次に、国道494号佐川吾桑バイパスの整備状況について報告いたします。

当路線は、佐川町丙の国道33号と須崎市吾桑の国道56号線を結ぶ、総延長約6キロメートルのバイパス道路であり、住民の生活と産業を支える幹線道路としてだけでなく、防災面でも重要な命の道であると言えます。

整備促進のための要望活動は、佐川町と須崎市で構成する国道494号佐川吾桑バイパス整備促進協議会として毎年行っており、本年度も7月25日に健康福祉センターかわせみにおいて定例総会を開催いたしました。今後は秋以降に順次、高知県土木部長、四国地方整備局長、国土交通省本省及び県選出国會議員への要望活動を行う予定です。

現在の整備状況につきましては、事業主体の高知県によりますと、佐川・斗賀野工区及び須崎工区ともに進捗率は約70%であり、この

まま順調に工事が進みますと、平成 30 年代半ばには全線開通予定との情報を得ております。

今後も引き続き、須崎市、高知県との連携を密にし、一日も早い全線開通を目指して、精力的な要望活動を継続してまいります。

次に、水道事業について報告いたします。

東元町から東町にかけて施工中の基幹管路の耐震化工事につきましては、まもなく 2 工区である町道部分の工事に入ります。交通量も多く、道幅も狭い箇所での工事となり、住民の皆様には御不便、御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

今後も安心して水道を使用していただけるよう、近隣住民の皆様の御協力をいただきながら、計画的に水道施設の耐震化を実施し、施設の強靱化と適切な維持管理に取り組んでまいります。

次に、国土調査課の所管事項でございます。

本年度の調査対象地区であります永野の現地調査を、7 月に 4 日間行い、推進員や立会人の方に御協力をいただき、ほぼ順調に実施することができました。

また、前年度調査の二ツ野及び四ツ白の各一部の閲覧を、8 月 9 日から 28 日までの 20 日間にわたり実施するとともに、乙の一部につきましても 8 月 24 日から 9 月 12 日までの 20 日間にわたり実施しているところであります。9 月 19 日からは、後半の現地調査を再開することとしており、今後も引き続き、平成 31 年度の調査終了に向けて着実に事業を進めてまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、平成 30 年度全国学力・学習状況調査について報告いたします。

本年 4 月 17 日に、小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象として実施しました全国学力・学習状況調査の結果が、7 月 31 日に発表されました。

調査教科は、小学校は国語・算数、中学校は国語・数学に加え、3 年ぶりに理科が小中学校で実施され、国語と算数・数学については、主として知識に関する A 問題と、主として活用に関する B 問題からなっております。

佐川町の児童生徒の学力状況につきましては、昨年度は、小学校の算数 A だけが全国平均を上回ったものの、その他の教科は全国平均を下回る大変厳しい結果となっております。

本年度につきましても、小学校は全ての教科において全国平均を下回る大変厳しい結果となりましたが、中学校は国語 A と数学 A が全国平均を上回るとともに、その他の教科についても全国平均との格差は大きく改善しております。

今回の調査結果を踏まえ、教育研究所と各校において、詳細な分析と改善策の検討を進めており、今後の学力向上対策を充実することとしております。

なお、教科ごとの調査結果と分析内容や学力向上に向けた取り組みにつきましては、11 月発行の町広報において公表したいと考えております。

次に、町立図書館について報告いたします。

本年 3 月定例会において、新図書館建設に向けたスケジュールとしまして、平成 30・31 年度の 2 年間で基本構想を策定し、平成 32 年度に実施設計、平成 33 年度に建設着工を目指していることを報告させていただきました。

この方針のもと、7 月には住民代表や教育関係者など 14 名の委員で構成する佐川町新図書館整備方針策定委員会を立ち上げ、検討を進めているところでありますが、次の理由により、構想の策定期間を 1 年延長し、着工予定を平成 34 年度とすることといたしました。

その理由としましては、新図書館は、単に本を貸し出すだけではなく、情報の拠点、生涯学習の拠点、町民生活の拠点となるような、これまでにない新たな機能を盛り込みたいと考えていること、また構想策定に当たっては、住民向けの講演会やワークショップなどを通じて、町民の皆様とともに作り上げていきたいと考えていることから、近年の新図書館建設の事例や専門家の意見も踏まえて、構想づくりにしっかり時間をかけることが適切であると判断したものであります。

このことは策定委員会でも御承認をいただき、7 月 12 日にはゆすはら雲の上の図書館と、津野町立図書館かわうそ館の視察を実施するとともに、8 月 20 日には第 2 回目の委員会を開催しております。

今後の予定としましては、本年度は、先進事例の視察研修を通じて委員の皆様を目指すべき図書館像をイメージしていただく年とし、来年度は、先ほど申し上げました住民向けの講演会やワークショップなどを開催し、平成 32 年度には基本構想を策定したいと考えております。

次に、少年の主張佐川大会について報告いたします。

7月25日、少年の主張佐川大会が総合文化センターにおいて、町内2中学校と加茂中学校から12名の生徒の参加のもと開催されました。

12名の皆さんは、学校生活や日常生活を通じて感じたことや体験をもとに、友達や家族への感謝の気持ちや、これからの生き方、将来の夢などについて、自分の意見、考えを、ほとんど原稿を見ることもなく聴衆に向かって堂々と発表されました。

最優秀賞は、「絶対負けない」と題して発表されました佐川中学校3年生の氏原まなかさんが受賞いたしました。

佐川大会で発表されました12名全員の作文については、県大会の主催者であります青少年育成高知県民会議に送付し、審査の結果、最優秀賞を受賞された氏原まなかさんを含む4名の生徒が県大会での発表者に選ばれ、9月9日に高知市で開催されます少年の主張高知県大会に参加することとなっております。

4名の生徒の皆さんには、多くの聴衆を前に発表する貴重な機会でありますので、県大会においても自分らしく堂々と発表され、その経験を今後の糧としていただけることを心から期待しております。

次に、虐待防止の取り組みについて報告いたします。

近年、特に児童虐待は深刻な社会問題となっており、この虐待を防止する取り組みの一環としまして、第20回佐川町虐待防止研修会を7月26日に桜座で開催し、町内外から教育・福祉の関係者や町民の皆様など約230名の参加をいただきました。

当日は、長年にわたり児童福祉司として大阪市中央児童相談所などで虐待対応に従事されてきた大阪歯科大学の久保樹里さんに「虐待を予防するために～愛着の視点から～」と題して講演をしていただき、虐待の防止に向けた実践的な取り組みを学ぶことができました。

今後とも、虐待の根絶に向けて、佐川町地域支援ネットワークが中心となり、関係機関や地域の皆様との連携を深めながら、厳しい環境にある家庭、子供への支援を引き続き進めてまいります。

次に、さかわ・ところ児童体験学習交流活動について報告いたします。

姉妹都市の交流事業として毎年実施しております児童の体験学習交流は、1年交代で相互訪問をしており、7月31日から8月3日ま

での4日間、佐川町の児童5名と引率の教職員2名が、北見市常呂町を訪問いたしました。

この間、大規模農場での農業体験や常呂カーリングホールでのカーリング体験を初め、地元の小学生との交流など、4日間という限られた期間ではありましたが、さまざまな体験活動を通じて、有意義な交流活動を行い、子供たちは友情を育みました。

この交流活動も今回で50回目の節目を迎えておりますが、今後とも、子供たちの交流の進展を通じて、北見市常呂町の皆様と末永く有意義な交流活動を続けてまいります。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

まず、聖マリアンナ医科大学と高北病院との共同研究について報告いたします。

平成29年7月から9月までの期間、同大学から派遣されておりました中山太雅医師を中心として、高北病院をフィールドに「非糖尿病患者におけるもち米玄米中期的摂取の糖代謝改善効果に関する研究」を実施いたしました。

研究の目的は、同大学において既の実証されている、もち米玄米の摂取により、糖尿病患者に対して見られる体重及び糖代謝指標の改善効果が糖尿病未発症者に対しても同様の効果、さらには、糖尿病の発症予防効果が見られるかを確認するものであります。

その結果、もち米玄米を6週間継続摂取する群のほうが、通常食を6週間継続摂取する群と比較して改善効果が認められたことから、本年5月に開催されました第61回日本糖尿病学会年次学術集会において、その成果が発表されております。

今回の研究結果は、現在、国内で大きな問題となっている糖尿病を中心とした生活習慣病の発症予防にも役立つことになると考えられます。

今後も、同大学に研究の場を提供することにより、同大学との連携が密になり、医師の派遣につながることを期待しております。

次に、医師確保について報告いたします。

現在、7月から9月までの任期で聖マリアンナ医科大学から、内科医師1名が派遣されておりますが、引き続き10月からも3カ月間の任期で後任の内科医師1名が派遣されることが内定いたしましたので、12月まで常勤医師9名の体制を確保できることとなっております。

来年1月以降も、この体制を維持できますよう関係機関に要望してまいりますので、引き続き、病院事業に一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上、各課所管事項について、報告をさせていただきました。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が4件、認定が9件、補正予算を含む議案が9件となっております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（永田耕朗君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第5、報告第3号、平成29年度財政健全化判断比率の報告について、から、日程第8、報告第6号、債権の放棄について、まで、以上4件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

それでは、報告事件について御説明申し上げます。

報告第3号、平成29年度財政健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率について監査委員の監査を受けた結果を報告するものであります。

一般会計などを対象とした実質赤字を示す実質赤字比率はマイナスでしたので、数値はございません。また、全ての会計を対象としました実質赤字を示す連結実質赤字比率もマイナスでしたので数値は出ておりません。

次に、一般会計などが負担をする借入金返済額の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります実質公債費比率は5.1%で、昨年度と同数値となっております。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は25%でございます。

また、一般会計などが将来負担すべき地方債などの実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります将来負担比率もマイナスでしたので、数値はございません。

以上、財政健全化に関するいずれの指標におきましても、前年度に引き続き早期健全化基準を超えるものはございませんでした。

報告第4号、平成29年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によ

り、平成 29 年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の監査を受けた結果を報告するものであります。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であります。水道事業特別会計、病院事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計のこれらの公営企業会計ごとの資金不足額はなく、数値はございません。

報告第 5 号、平成 29 年度佐川町一般会計継続費精算報告書につきましては、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 カ年にわたり継続事業として実施してまいりました佐川町家屋全棟調査委託業務が完了いたしましたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 6 号、債権の放棄につきましては、病院の診療費 3 人分、合計金額 15 万 1,208 円について、佐川町債権管理条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年度末に町の私債権について放棄を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

以上、報告申し上げます。

議長（永田耕朗君）

以上 4 件、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

ここで、10 分休憩します。

休憩 午前 10 時 4 分

再開 午前 10 時 15 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど私の諸般の報告の中で、テニスコート整備工事竣工式と申し上げましたが、起工式の間違いでありまして、訂正をさせていただきます。

日程第 9、認定第 1 号、平成 29 年度佐川町一般会計の決算の認定について、から、日程第 26、議案第 68 号、平成 29 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、まで、以上 18 件を一括議

題とします。提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明申し上げます。認定第1号、平成29年度佐川町一般会計の決算の認定について、から、認定第7号、平成29年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、までの一般会計並びに6つの特別会計の決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

認定第8号、平成29年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について、及び認定第9号、平成29年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定につきましては、それぞれ、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

議案第60号、平成30年度佐川町一般会計補正予算（第3号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ5,960万4千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ68億8,847万円とするものであります。

議案第61号、平成30年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ2,834万4千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ17億7,645万2千円とするものであります。

議案第62号、平成30年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ1,181万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1,611万1千円とするものであります。

議案第63号、平成30年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ3,325万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ18億2,670万3千円とするものであります。

議案第64号、平成30年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ364万8千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億2,650万8千円とするものであります。

議案第65号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本年度より設置しました教育研究所の運営に当たり、委員の報酬日額

を新たに定めるものと、ふるさと教育の全体計画などを検討するため、ふるさと教育検討委員会を設置するに当たり、委員の報酬日額を新たに定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 66 号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、10 月から回数券を導入することに伴い、必要な規定を追加するため条例の一部を改正するものであります。

議案第 67 号、保育の実施に関する条例の廃止につきましては、平成 26 年度までは市町村条例への委任事項として保育の実施基準が定められていましたが、平成 27 年 4 月施行の子ども子育て支援法施行規則等により一元的に定められましたので、市町村で定める必要がなくなったことにより廃止するものであります。

議案第 68 号、平成 29 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、当年度末の未処分利益剰余金のうち、当年度純利益 1,325 万 616 円を減債積立金へ積み立てるものであります。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。各議案の詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、どうかよろしく願いいたします。

会計管理者兼会計課長（真辺美紀君）

おはようございます。私からは、認定第 1 号から第 7 号まで、平成 29 年度の一般会計と 6 つの特別会計の決算の内容について説明させていただきます。

なお、各会計の詳しい内容につきましては、後日開催予定の決算の勉強会におきまして、各担当課長のほうから詳しい説明があると思いますので、私からは概略だけの説明とさせていただきます。

それでは、資料を御準備ください。A 4 横長、右上に、参考資料（認定第 1 号～第 7 号関係）と書かれてある資料であります。

1 ページをお開きください。会計別実質収支に関する調書でございます。

一般会計からまいります。

歳入総額 66 億 7,313 万 5,345 円。歳出総額 64 億 2,721 万 8,001 円。30 年度への繰越財源として 5,560 万 9,222 円を引きますと、実質収支額は 1 億 9,030 万 8,122 円でございます。このうち 1 億円を財政調整基金に積み立てることとしています。28 年度と比較いたし

ますと、歳入が約 10 億 3 千万、歳出が約 9 億円下がっています。

次に、国民健康保険特別会計にまいります。

歳入総額 20 億 1,907 万 4,967 円。歳出総額 19 億 8,761 万 3,345 円。30 年度への繰越はありませんので、歳入から歳出を引きました 3,146 万 1,622 円がそのまま実質収支となります。このうち 314 万 7,622 円を財政調整基金に積み立てることとしています。

住宅新築資金等貸付事業特別会計。歳入総額 1,187 万 198 円。歳出総額 5 万 8,308 円。実質収支額は 1,181 万 1,890 円でございます。28 年度と比較いたしますと、歳出が約 177 万円下がっています。

学校給食特別会計は、歳入と歳出は同額で、6,042 万 7,835 円。28 年度と比較いたしますと、歳入歳出ともに約 32% 増えています。

農業集落排水事業特別会計も、歳入と歳出は同額で、2,282 万 6,405 円でございます。28 年度と比較いたしますと、歳入歳出ともに約 12% 減っています。

介護保険特別会計。歳入総額 16 億 9,230 万 340 円。歳出総額 16 億 5,521 万 5,645 円。実質収支額は 3,708 万 4,695 円となり、このうち 910 万円を、介護保険の運営基金に積み立てることとしています。

後期高齢者医療特別会計。歳入総額 2 億 2,419 万 5,436 円。歳出総額 2 億 2,055 万 7,136 円。実質収支額は 363 万 8,300 円でございます。28 年度と比較いたしますと、歳入歳出ともにわずかに増えています。

続きまして、各会計の内訳を説明いたします。2 ページをお開きください。

まず一般会計の歳入からまいります。

C 列、収入済額の一番下の行をごらんください。収入済額の合計は、66 億 7,313 万 5,345 円。不納欠損額は、1 款の町税だけで、57 万 7,005 円でございます。28 年度と比較いたしますと、不納欠損額は約 142 万円下がっています。

収入未済額の合計は 1,716 万 1,597 円となりましたが、全ての項目におきまして収入未済額は減っています。

次に、29 年度と 28 年度を比較し、大きく変わったところだけ申し上げます。

1 款町税は、住民税が約 1,400 万円増えています。景気の拡大による個人所得の増加で個人住民税が増えたことが主な要因でござい

ます。9款地方交付税は、特別交付税が地域おこし協力隊や集落支援員の増員、またぐるぐるバスの購入・運行などにかかる費用が要因となって、約14%、金額にいたしまして4,700万円増え、3億7,867万6千円となりました。一方で、普通交付税は下がっています。率にいたしますと1.4%、金額では3,300万円下がって23億5,876万円となりました。普通交付税と特別交付税合わせますと1,354万4千円の増でございます。続きまして、11款分担金及び負担金は、28年度に給食センターの増改築に係る負担金を、日高村佐川町学校組合から約4,500万円いただいていたので、大きく下がっています。13款国庫支出金は、28年度に小学校耐震化や地方道路交付金事業などに多額の国費をいただいていたために大きく下がっています。同様に、県支出金も下がっています。16款寄附金は、ふるさと寄附が増えたことにより約700万円増えています。17款繰入金は、一般会計全体におきまして、歳出が約10億円下がっていることから、財源不足を補う基金からの繰入額も約3億円少ない額となりました。20款の町債も、ほかの特定財源と同じように、事業費の減により地方債の借入額は下がっています。

以上が一般会計の歳入でございます。

続きまして3ページをお開きください。

一般会計の歳出にまいります。

B列の一番下をごらんください。支出済額の合計は、64億2,721万8,001円。29年度への繰越額の合計は、2億2,260万6,638円でございます。繰越事業の主なものは、5款の農林水産業費で、山地作業路整備事業、7款の土木費では、地方道路交付金事業、木造住宅耐震化事業などがございます。また10款の災害復旧費では、公共土木施設と農林水産業施設の災害復旧事業に加え、県営工事の負担金として支出する急傾斜地崩壊対策事業分も含まれています。

次に、29年度と28年度の比較ですが、歳入と同じように歳出におきましても備考欄に記載してありますように28年度に実施いたしました大きな事業との比較で、全体で約9億円下がっています。

歳出を款別に見まして、増えているところだけ説明いたします。

5款農林水産業費は、水利施設の改修や農道の改良を行った農業基盤整備促進事業や地域おこし協力隊事業などで増えています。また8款消防費では、緊急避難場所の耐震化や高吾北広域事務組合への消防費の負担金分などで増えています。

以上が一般会計の歳出でございます。

続きまして4ページをお開きください。

国民健康保険特別会計の歳入にまいります。

収入済額の合計は、20億1,907万4,967円でございます。29年度と28年度の歳入を比較いたしますと、大きく増えているのは5款の前期高齢者交付金で、前期高齢者の医療費が増えたこと、また2年前の交付金の追加交付があったことなどによって大幅に増えています。しかしながら、そのほかの歳入では、3款の国庫支出金や7款の共同事業交付金が減っているため、全体といたしましては、28年度の収入額とほとんど変わっていません。また、財政調整基金の取り崩しや一般会計からの基準を超える繰り入れもありませんでした。

続きまして5ページをお開きください。

歳出でございます。支出済額の合計は19億8,761万3,345円でございます。支出済額を28年度と29年度と比較いたしますと、やはり歳入と同じように4款の前期高齢者納付金が約4倍の額に増えています。また、2款の保険給付費も増えていますが、7款の共同事業拠出金や3款の後期高齢者支援金が大幅に下がっているため、歳出全体といたしましては28年度の支出額とほとんど変わりはありません。

以上が国民健康保険特別会計でございます。

続きまして6ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計でございます。

歳入、収入済額の合計は1,187万198円。支出済額は5万8,308円でございます。歳入におきましては、まだ償還金の収入が続いていますが、歳出におきましては地方債の返済が平成28年度で終わっているため、単年度だけの収支を見ますと1千万円以上の黒字決算となっています。

続きまして7ページをお開きください。

学校給食特別会計でございます。

収入済額と支出済額は同額で、6,042万7,835円でした。28年度と比較いたしますと、歳入歳出ともに約32%増えています。これは29年度から、加茂小中学校の給食を当町の給食センターでつくるようになったため、事業費が増えているものでございます。

続きまして8ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計でございます。

こちらにも収入済額と支出済額は同額で、2,282万6,405円でございます。28年度との比較では、28年度にはクリーンセンターの処理施設の長寿命化に関する費用が約300万円ほどありましたので、歳入歳出ともに約300万円下がっています。

続きまして9ページをお開きください。

介護保険特別会計にまいります。

歳入からまいります。収入済額の合計は、16億9,230万340円。不納欠損額は26万4,884円で、28年度より13万円ほど減っていますが、一方で収入未済額が増えています。収入未済額は165万988円でございます。28年度より31万円ほど増えています。この要因といたしましては、差し押さえから充当する優先順位が低いこと、また29年度に新たに65歳になられた方の保険料の未納分が多かったことなどが要因として挙げられています。

歳出にまいります。支出済額の合計は16億5,521万5,645円でございます。歳入歳出ともに、28年度からの大きな変動はありませんが、介護保険の被保険者数と、介護の認定者の方々の数はわずかに増えています。

続きまして10ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入からまいります。収入済額の合計は、2億2,419万5,436円。支出済額の合計は、2億2,055万7,136円でございます。少子高齢化による影響で、被保険者数は毎年少しずつ増えており、歳入歳出額もそれぞれ、28年度から約4%増えています。

最後に、基金について報告いたします。

11ページをお開きください。

平成29年度の積立額は、ふるさと寄附をいただいたものや28年度からの繰越金の積み立ても含めまして、特別会計も合わせますと、2億6,031万1,020円でございます。一方、取り崩しにつきましては、財政調整基金の7千万円と農業集落排水基金の142万3,300円合わせますと7,142万3,300円となり、平成29年度末の残高は、平成28年度から約1億9千万円ほど増え、49億1,080万2,417円となりました。

全ての基金の管理につきましては、定期預金で管理しておりまして、その利息による収入は、合計で1,688万9,097円でございます。

た。

以上をもちまして、平成 29 年度の一般会計と特別会計 6 件の決算書の概要説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願います。

産業建設課長（田村正和君）

おはようございます。それでは私のほうから、認定第 8 号、平成 29 年度佐川町水道事業特別会計の決算につきまして説明をさせていただきます。

資料は、平成 29 年度佐川町水道事業特別会計決算書でございます。会計決算書の 1 ページをごらんください。

こちらは収益的収入及び支出の表でございます。この収益的収入及び支出の表の上の表、収益的収入を見ていきますと、第 1 款水道事業収益、決算額 1 億 8,653 万 6,229 円。内訳としまして、営業収益が 1 億 5,524 万 1,623 円。営業外収益が 3,122 万 9,606 円。特別収益が 6 万 5 千円となっております。

下の表、収益的支出の決算額につきましては、第 1 款水道事業費用 1 億 7,043 万 4,541 円。内訳といたしまして、営業費用 1 億 4,327 万 124 円。営業外費用 2,218 万 4,417 円。特別損失が 498 万円。予備費はゼロとなっております。

続きまして 2 ページをお開きください。

こちらは資本的な収入及び支出の表となっております。

まず上の表。資本的収入の決算額。第 1 款資本的収入 5,438 万 1,349 円。内訳としまして、企業債 1,920 万円。補助金 482 万 3,149 円。負担金 376 万 2,200 円。出資金 2,659 万 6 千円となっております。

下の表が資本的支出の決算額ですが、第 1 款資本的支出 9,573 万 3,212 円。内訳としまして、建設改良費 4,189 万 9,520 円。企業債償還金 5,383 万 3,692 円となっております。

以下、3 ページ以降につきましては、損益計算書、貸借対照表など必要な書類を添付しております。詳細につきましては、後日開催されます決算の勉強会のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願います。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

おはようございます。認定第 9 号、平成 29 年度佐川町病院事業特

別会計の決算の認定について御説明申し上げます。

後日の決算勉強会のほうで詳細に説明させていただきますので、ごくごく簡単に説明させていただきます。

決算書の1ページをごらんください。

決算報告書でございます。収益的収入及び支出について、1ページのほうに記入してございます。

まず、上の段の収入のところの第1款病院事業収益の決算のところをごらんいただきますと、決算額が17億5,921万8,605円となっております。第1項の医業収益から第7項の特別利益までそれぞれ内訳を示しているところでございます。

その下段のところには、支出のところですが、第1款病院事業費用、決算のところをごらんいただきますと17億2,680万6,124円となっております。内訳につきましては、第1項の医業費用から第8項予備費まで、それぞれ記入してございます。

次に2ページのところでございますが、こちらは資本的収入及び支出の項目でございまして、まず収入。第1款資本的収入、決算額のところをごらんください。1億3,862万7千円という決算額でございます。内訳につきましては、第1項の企業債から第5項の固定資産売却代金までを書いてございます。

支出のところでは、第1款資本的支出、決算額をごらんいただきますと、2億4,627万5,948円となっております。内訳は第1款、第1項、第2項それぞれ記入してございます。

下の端のところですが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億764万8,948円は、当年度分損益勘定留保資金1億764万8,948円で補填してございます。

以下、損益計算書、貸借対照表、事業報告書等関係資料を添付してございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（永田耕朗君）

引き続き、監査委員決算審査の結果報告を求めます。

代表監査委員（上田益英君）

それでは、平成29年度の決算審査の報告を監査委員よりさせていただきます。

お手元に、平成29年度決算審査意見書があると思いますが、それに基づきまして報告をさせていただきます。

（以下、「平成29年度決算審査意見書」1ページ1行目から13行

目まで朗読)

3の決算の概要につきましては、表に示しておりますので、ごらんをいただければと思います。

次に、2ページ以降、一般会計、特別会計、各会計につきまして、決算額そしてそれに対します指摘及び意見等を述べさせていただいておりますので、そちらにつきましては後ほどごらんいただきたいと思ひます。

それでは、19ページのほうをごらんいただきたいと思ひます。19ページの総括をもちまして、監査委員の監査報告をさせていただきます。

(以下、「平成29年度決算審査意見書」19ページ「総括」朗読)
以上でございます。

議長(永田耕朗君)

以上で、監査委員の報告を終わります。

引き続き、執行部の説明を求めます。

総務課長(麻田正志君)

それでは私からは、議案第60号、平成30年度佐川町一般会計補正予算(第3号)につきまして、主なものについて説明をさせていただきます。

補正予算書の6ページをお開きください。6ページ目のほうは、第2表地方債補正となっております。上のほうの表になります。

1追加の表の起債の目的欄の地方道路改良事業につきましては、本年度の地方道路交付金の変更によりまして、対象となくなりました事業や補助率が変更された事業の財源とするものとなっております。限度額は7,200万円としております。

その下の町立小中学校塀改修事業につきましては、佐川小学校、斗賀野小学校、黒岩中学校のブロック塀やコンクリート擁壁の改修の財源とするものです。限度額は、3,240万円としております。

なお、ただいま説明をいたしました2つの事業の起債の方法、利率、償還の方法につきましては平成30年度一般会計の当初予算の地方債と同じ内容となっております。

続きまして、下の表になります。

2変更の表の起債の目的欄の臨時財政対策債につきましては、平成30年度の普通交付税の額の確定によりまして、臨時財政対策債の発行可能額が決定となりましたので、171万円を減額し、限度額を1

億 7,170 万 3 千円に変更するものでございます。

次に、事項別明細書の 16 ページ、17 ページをお開きください。16 ページ、17 ページになります。

まず歳出のほうから説明をさせていただきます。上から 2 段目の表になります。2 款、1 項、1 目一般管理費の 2 節給料の説明欄。職員給料、職員給料につきましては、7 月末で退職しました職員 1 名にかかる減額となっております。そのすぐ下になります。3 節職員手当等の説明欄。期末勤勉手当につきましても、主に 7 月末で退職しました職員 1 名にかかる減額となっております。

これ以外の人件費の各款、項、目におけます期末勤勉手当につきましては、4 月の人事異動によります 6 月補正予算の計上の際に、期末勤勉手当における役職加算と扶養手当の加算が抜かっておりますので、その分についての増額。扶養手当につきましては、扶養者の変更等による増減。通勤手当と住居手当につきましては、転居等による増減ということになっております。

次に、同じ 17 ページの中ほどにあります 13 節委託料。13 節委託料の 39 万円とそのすぐ下になりますけれど 18 節備品購入費の 788 万円につきましては、働き方改革の一環といたしまして、現在手作業で実施しております勤怠管理の運用見直し、ICT システムを導入することにより出勤・退勤の管理、休暇の管理、時間外勤務の管理の効率化を図り、事務の軽減化を行うためのものとなっております。

次に、同じページの下のほうになります。4 目企画費の 19 節負担金・補助及び交付金の説明欄。住宅改修補助金の 182 万 4 千円につきましては、移住促進事業のための住宅改修補助金について、当初の見込みより申請予定件数が増えたことによるものとなっております。

続きまして 20 ページ、21 ページをお開きください。

21 ページ目の中ほどよりちょっと上のほうになります。3 款、3 項、1 目児童福祉総務費の 20 節扶助費の説明欄。障害児通所等サービス費の 600 万円につきましては、児童福祉法による障害児通所等サービス給付費で、児童通所サービス利用の増加によるものとなっております。

次に、22 ページ、23 ページをお開きください。

こちらのほうは 23 ページの一番上になります。5 款、1 項、3 目

農業振興費の 8 節報償費の説明欄。謝礼金の 206 万 6 千円と、同じページの中ほどよりちょっと上のほうにあります 19 節負担金・補助及び交付金の説明欄。佐川町猟友会補助金の△206 万 6 千円につきましては、有害鳥獣を駆除した際に支払われる補助金を、今まではとりまとめの上、猟友会のほうにお支払いをしていたのですが、県からの指導があり、実際に駆除した個人へ報償費として支払うこととなったため組み替えをするものということになっております。

続きまして、24 ページ、25 ページをお開きください。

25 ページ目の中ほどよりちょっと下になります。8 款、1 項、4 目災害対策費の 3 節職員手当等の説明欄。超勤手当等の 70 万 1 千円につきましては、本年は台風が多く発生しておりまして、例年より早い台風等への対応業務が生じ、7 月の第 1 週の台風 7 号と梅雨前線による大雨対応、及び同じ 7 月最後の週末の台風 12 号対応、8 月中旬にも台風 15 号、20 号への対応がありました。また 9 月に入りましても、今週の初めに台風 21 号への対応が生じるなど、例年より多くなっております台風と災害対応のため、増額補正をさせていただきますという内容になっております。

次に、同じ 25 ページの下の端になります。9 款、1 項、2 目事務局費、15 節工事請負費の 2,435 万 4 千円につきましては、6 月に発生いたしました大阪の地震によりまして、小学校プールのブロック塀が倒壊し児童が犠牲になった痛ましい事故を踏まえ、国、県より調査及び危険ブロック塀への緊急対応の通達があり調査を行った結果、佐川小学校、斗賀野小学校、黒岩中学校で、緊急に安全対策を実施すべき構造物が判明したため、ブロック塀の改修を実施するものとなっております。

26 ページ、27 ページをお開きください。

27 ページ目の中ほどより上の、2 項、1 目学校管理費、13 節委託料の 248 万 4 千円につきましては、佐川小学校の県道側のコンクリート擁壁の見通しが悪く、クラック等もあり不安定な構造物となっているため、来年度にフェンスに変更するための測量設計積算委託業務となっております。

次に、同じページの中ほどになります。2 目教育振興費、13 節委託料の△198 万 8 千円につきましては、町内の小中学校図書館管理システム構築費用について、当初、委託費のみで予算計上しておりましたが、構築に向けて作業を進めていく中で、委託費のほか

にシステム使用料、備品購入費、図書館情報入力のための人夫等賃金に分ける必要ができたため、組み替えをさせていただくものという事になっております。

次に、同じページの一番下の表になります。3項、1目学校管理費、15節工事請負費の248万4千円につきましては、尾川小中学校補助グラウンドへの手洗い設置工事となっております。同グラウンドにおきましては、現在、手洗い施設が設置されておらず、旧の井戸で対応しておりましたけれど、数年前からかれて使用できないため、ソフトボールチームやクラブ活動において洗浄等ができず不衛生な状況であることによります。現在はタンク等で給水をし対応しておりますが、大会や夏場の練習において児童生徒や保護者、学校が負担を強いられている状況ということになっております。

28 ページ、29 ページをお開きください。

一番上の端の表、上の表になります。2目教育振興費、13節委託料の△102万7千円につきましては、先ほどの小学校費で説明しました組み替えと同様に、町内の小中学校図書館管理システム構築費用につきましては、当初、委託費のみで予算計上しておりましたが、構築に向けて作業を進めていく中で、委託費のほかにシステム使用料、備品購入費、図書館情報入力のための人夫等賃金に分ける必要ができたため、組み替えをさせていただくものとなっております。

続きまして30 ページ、31 ページをお開きください。

31 ページの一番上の端になります。5項、1目保健体育総務費、11節需要費の99万5千円につきましては、プール・サウナ及びテニスコートの修繕となっております。修繕の内容は、町民プールの排煙までの部品劣化による修繕、ろ過装置の一部水漏れによる修繕、男子トイレエアコンの漏電による修繕と、町民テニスコートの照明1基の不具合による修繕によるものとなっております。

次に、同じ31ページのこちらのほうが一番下になります。13款、1項、1目予備費の390万円につきましては、先ほど説明をいたしました6月に発生した大阪の地震により、小学校プールのブロック塀が倒壊し、児童が犠牲になった痛ましい事故を踏まえ、国、県より調査及び危険ブロック塀への緊急対応の通達があり調査を行った結果、佐川小学校、斗賀野小学校、黒岩中学校で、緊急に安全対策を実施すべき構造物が判明しました。このブロック塀の改修工事につきましては、本補正予算で計上しておりますけれど、このブロッ

ク塀の改修工事にかかる測量設計、積算委託業務につきましては、緊急性のほうを勘案いたしまして予備費で対応をさせていただいております。予備費につきましては、本年度は残りまだ7カ月弱ありまして、今後、台風等による災害対応など、緊急に対応を要する費用が生じた際に、早急に対応できるよう、予備費の残額を年度当初の額に戻すための補正をするものとなっております。

以上で歳出の説明を終わります。続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

12 ページ、13 ページをお開きください。12 ページ、13 ページになります。一番上になります。8 款、1 項、1 目地方特例交付金の説明欄。減収補てん特例交付金の 247 万 4 千円は、減収補てん特例交付金について交付決定額により増額となるものとなっております。そのすぐ下になります、下の表になります。9 款、1 項、1 目地方交付税の説明欄。普通交付税の 9,948 万 9 千円は、交付決定額により増額となるものです。

13 ページの中ほどになります。13 款、1 項、1 目民生費国庫負担金の説明欄。障害児入所給付費及び医療費等国庫負担金の 300 万円は、先ほどの歳出で説明をいたしました障害児通所等サービス費の 600 万円に対する 2 分の 1 の国庫負担金となっております。

次に、同じページの中ほどより下になります。4 目土木費国庫補助金の説明欄。空き家総合対策支援事業補助金、△121 万 6 千円につきましては、国庫補助金につきまして補助対象とならないということから減額をするものとなっております。

その下の 8 目総務費国庫補助金の説明欄。地方創生推進交付金 500 万円につきましては、教育研究所費のふるさと教育計画開発委託料にかかるものとなっております。その下の 14 款、1 項、1 目民生費県負担金の説明欄。障害児入所給付費及び医療費等県費負担金の 150 万円は、先ほど、民生費国庫負担金でも説明をいたしました歳出の障害児通所等サービス費の 600 万円に対する 4 分の 1 の、こちらは県負担金となっております。

続きまして 14 ページ、15 ページをお開きください。上から 2 段目の表になります。17 款、1 項、1 目財政調整基金繰入金、△2 億 4,691 万 4 千円につきましては、普通交付税や前年度繰越金などの増額に伴い繰入金として予算計上しています財政調整繰入金を減額するものとなっております。

その下の2目その他基金繰入金の説明欄。ふるさと納税寄附金基金繰入金 248 万 4 千円につきましては、歳出で説明をいたしました尾川小中学校補助グラウンドへの手洗い設置工事の財源として繰り入れるものとなっております。

その下の表の 18 款、1 項、1 目繰越金につきましては、前年度からの繰越金 9,029 万 8 千円となっております。

一番下の表になります。20 款、1 項、1 目土木債の説明欄。公共施設等適正管理推進事業債 7,200 万円につきましては、本年度の地方道路交付金の変更により対象とならなくなった事業や補助率に変更された事業の財源とするものとなっております。

その下の2目教育債の説明欄。緊急防災・減債事業債 3,240 万円につきましては、佐川小学校、斗賀野小学校、黒岩中学校のブロック塀やコンクリート擁壁の改修にかかるものとなっております。その下の4目臨時財政対策債、△171 万円につきましては、平成 30 年度の普通交付税額の確定により、臨時財政対策債の発行可能額が決定したことによるものとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（和田強君）

おはようございます。それでは私のほうからは、議案第 61 号、平成 30 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書の 10 ページ、11 ページをお開きください。歳出から説明させていただきます。

一番上の表。1 款、1 項、1 目一般管理費、職員手当等と 2 つ目の表の 1 款、2 項、1 目賦課徴収費の職員手当等、共済費につきましては、6 月補正での積算誤りにより、今回それぞれについて増額補正を行うものです。

続きまして、上の表に戻りまして、1 款、1 項、1 目一般管理費の委託料につきましては、給付事務等電算委託料の一部の算定漏れと、国保情報データベースシステム保守というのが新たに必要になりまして、合わせて 116 万 9 千の増額補正を行うものです。

続きまして、3 段目の表。7 款、1 項につきましては、それぞれ、平成 29 年度の負担金等の額が確定したことにより、超過交付分を返還するためのもので、6 目療養給付費等負担金償還金につきましては、一般被保険者の医療費の分、7 目療養給付費等交付金等償還

金につきましては、退職被保険者の医療費分、8目特定健康診査等負担金償還金につきましては、特定健康診査の分となっており、それぞれ増額補正を行うものです。

一番下の表。8款、1項、1目予備費につきましては、前年度繰越金のうち、償還金等への充当分を除く額を予備費として増額補正を行うものです。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

ページ戻りまして、8、9ページをお開きください。

一番上の表。5款、1項、1目一般会計繰入金、職員給与費等繰入金につきましては、歳出の職員手当等の補正相当額の増額補正を行うものです。

下の表。6款、1項、1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金を増額補正するものです。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

産業建設課長（田村正和君）

続きまして、私のほうからは、議案第62号、平成30年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明させていただきます。

補正予算書の2ページ、3ページをごらんください。

2ページ、3ページに第1表 歳入歳出予算補正の表がございます。2ページの歳入の補正額1,181万円。これは、このたび平成29年度決算で繰越額が確定したことによる歳入への補正額でございます。

右、3ページの歳出の表で予備費の欄に同額、1,181万円を補正額として計上させていただいております。補正後の合計金額につきましては歳入歳出とも1,611万1千円となるものです。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

それでは、私のほうから、議案第63号、平成30年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細について説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、人件費の補正と、平成29年度介護保険給付費等の実績に伴い、国、県支出金の精算により償還金を補正するものです。まず、歳出について説明します。補正予算書の10ページ、11ページのほうをお開きください。

1 款、1 項、1 目一般管理費、3 節職員手当等 17 万 2 千円と次の 3 款、2 項、1 目総務費、3 節職員手当等、4 万 4 千円は、役職者加算と扶養手当加算が抜かっていたため、期末勤勉手当を増額するものであります。次に、7 款、1 項、2 目償還金は、平成 29 年度介護保険給付費及び地域支援事業の交付金の実績に伴い、国、県支出金が確定しましたので、本年度に過不足の精算を行うため、償還金を 3,303 万 4 千円を増額補正するものです。

次に、歳入について御説明します。8 ページ、9 ページをお開きください。

歳出の人件費、先ほどの期末勤勉手当の 17 万 2 千円と 4 万 4 千円の計 21 万 6 千円に係る歳入の内訳は、3 款国庫支出金 1 万 7 千円、5 款県支出金 8 千円、7 款繰入金 18 万と 1 万 1 千円がそれぞれの割合で補正をしております。

次に歳出の償還金 3,303 万 4 千円に係る歳入の内訳は 4 款支払基金交付金 505 万 1 千円と、8 款繰越金 2,798 万 3 千円となります。この繰越金は、平成 29 年度介護保険特別会計の実質収支額 3,708 万 4 千円のうち、基金繰入額 910 万円差し引いたものが繰越額となっています。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

町民課長（和田強君）

それでは私のほうから、議案第 64 号、平成 30 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明をさせていただきます。補正予算書の事項別明細書の 10 ページ、11 ページをお開きください。

上の表。1 款、1 項、1 目一般管理費の職員手当等につきましては、6 月補正での積算誤りにより、今回増額補正を行うものです。

下の表。2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度からの繰越金相当額を増額補正するものでございます。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

ページ戻りまして 8 ページ、9 ページをお開きください。

上の表。3 款、1 項、1 目職員給与費等繰入金につきましては、歳出の職員手当等の補正相当額を増額補正を行うものです。

下の表。6 款、1 項、1 目繰越金につきましては、前年度からの繰越相当額を増額補正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育次長（片岡雄司君）

議案第 65 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、私から説明をさせていただきます。

今回の条例制定につきましては、1つ目は本年度から設置をしております佐川町教育研究所の円滑な運営を図るため、教育研究所に検討助言などを行う佐川町教育研究所運営委員会の委員の報酬日額を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

また2つ目は、子供を含めた地域住民が、ふるさと佐川のことを学び、教え、教わり合いながら1つのチームとしてまちづくりを楽しむことができるよう、ふるさと教育の体系化や教材の開発、アプリやプロモーションビデオなどPRツールの作成に当たり、検討、助言などを行うため本年10月1日から設置をいたしますふるさと教育検討委員会の委員の報酬日額を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

参考資料（議案第 65 号関係）をごらんください。

特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の新旧対照表となっております。その中に、佐川町教育研究所運営委員会委員、及びふるさと教育検討委員会委員の報酬日額を追加をさせていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

私のほうからは、議案第 66 号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。新旧対照表をつけておりませんので、議案の本文をごらんいただきたいと思います。

主な改正内容につきましては、ぐるぐるバスの乗車回数券を10月1日から導入するための関係条文の整備となります。第6条の改正につきましては、料金についてこれまで使用料としてのみ表記していたものを、普通運賃と回数乗車券の2種類に区分をするものでございます。

それから第6条の2の運賃の納付に関する規定につきましては、これまではバス車内での現金納付のみであったため、条文を設けておりませんでした。今回、普通運賃はバスの車内で現金で納付す

ること、それから回数券による運賃は回数券購入時に納付することの規定を新たに条文化するものです。

第7条と第8条の改正につきましては、使用料を運賃に表現を改めるものです。そして運賃の改正につきましては、裏面に移っていただきまして、別表第2を加えましてぐるぐるバスの回数券の種類、販売金額について50円24枚つづりの1種類とし、額面の金額でいきますと1,200円相当を千円で販売することを定めるものです。施行期日は10月1日となります。

なお、回数券の販売場所につきましては、別で定めることになっておりますが、役場、かわせみ、文化センターとあわせまして、バスの車内での販売をできるように予定をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

それでは私のほうから、議案第67号、保育の実施に関する条例の廃止についての詳細について御説明をさせていただきます。

本条例は、児童福祉法第24条の規定に基づき、保育の実施について児童の保護者等が昼間仕事をしていることなどの理由により、保育ができないことの基準、保育の実施基準について市町村条例で定めることとなっており、昭和62年に制定し、平成26年度まで条例に基づき実施をしてきました。

その後、平成27年の4月に、子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定基準は、法令等で一元的に定められましたので、市町村条例で定める必要がなくなったため廃止を行うものです。

本来ならば、平成26年度末に廃止を行うべきものでしたが、事務手続きのほうがかかっており、本議会の提出となりましたことをおわび申し上げます。

なお、この保育の実施基準は、平成27年度からは法令等に基づき規則を定めて実施をしておりますので、今回のことによる保護者等の方に不利益はありません。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

産業建設課長（田村正和君）

私のほうからは、議案第68号、平成29年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、御説明をさせていただきます。

議案本文の表をごらんください。

中段に、議会の議決による処分額ということで△1,325万616円

とございます。これにつきましては、平成 29 年度決算におきまして 1,325 万 616 円、同額でございますが純利益が出ております。

この利益剰余金につきましては、企業債の償還に充てるために減債積立金として積み立てたいと考えておりますことから、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

以上で、認定第 1 号から議案第 68 号まで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の会議を 10 日の午前 9 時とします。

本日は、これで散会します。

散会　　午前 11 時 30 分